

2 . 省令で定める書式

権利処分承認申請書

年 月 日

殿

権利を処分し ようとする者	住所	
	氏名	印

次表の
施行マンションの
隣接施行敷地の
区分所有権
敷地利用権
所有権
借地権
について下記のとおり権利を処分するので、

マンションの建替えの円滑化等に関する法律第 55 条第 2 項の規定により承認を申請します。

イ 施行マンションの区分所有権

年 月 日 建 物 登 記 簿 登 記 事 項						
一棟の建物			専有部分の建物			
所 在	構 造	床面積	家屋番号	建物の 番 号	種 類	床面積
						階部分 ㎡

ロ 施行マンションの敷地利用権

年 月 日 （土 地・建 物）登 記 簿 登 記 事 項					
所在及び地番	地目	地積	権利の種類	権利の割合	所有者の住所及び氏名

ハ 隣接施行敷地の所有権

年 月 日 土 地 登 記 簿 登 記 事 項		
所在及び地番	地 目	地 積

二 隣接施行敷地の借地権

借地権の目的となっている土地				借 地 権 の 範 囲
年 月 日 土地登記簿登記事項				
所在及び地番	地目	地積	所有者の住所及び氏名	宅地の〔全部〕 〔一部〕平方 メー トル

記

権利の処分の内容	施行マンションの 隣接施行敷地の		区分所有権 敷地利用権 所有権 借地権	の	全部 一部	(処分する権利の割合)
権利の処分の態様						
権利の処分の相手方	住所					
	氏名	印				

備考

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 「地目」欄には、不動産登記法施行令（昭和 35 年政令第 228 号）第 3 条の地目の別により、その現況を記載すること。
- 3 「地積」欄には、登記簿に登記された地積を、「権利の割合」欄には登記簿に記載された権利の割合をそれぞれ記載すること。
- 4 権利の処分を施行マンションの区分所有権若しくは敷地利用権又は隣接施行敷地の所有権若しくは借地権の一部についてしようとするときは、その割合を明記すること。
- 5 権利の処分を区分所有権若しくは敷地利用権又は隣接施行敷地の所有権若しくは借地権の一部についてしようとするときは、その部分の位置を明らかにする見取図（方位を記載すること。）を添付すること。
- 6 「権利の処分の態様」は、「所有権の移転」、「借地権の設定又は移転」、「抵当権の設定」等の如く具体的に記載すること。
- 7 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を、「所有者の住所及び氏名」欄にはその法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載すること。

権利変換を希望しない旨の申出書

年 月 日

殿

権利の変換を希望しない旨の申出をしようとする者	住所	
	氏名	印

マンションの建替えの円滑化等に関する法律第 56 条第 1 項の規定に基づき、下記の
〔区分所有権について同法第 71 条第 2 項
敷地利用権について同法第 70 条第 1 項〕の規定による権利の変換を希望せず、金銭の給
付を希望するので申し出ます。

記

イ 施行マンションの区分所有権

年 月 日 建 物 登 記 簿 登 記 事 項						
一棟の建物			専有部分の建物			
所 在	構 造	床面積	家屋番号	建物の番号	種類	床面積
						階部分 ㎡

ロ 施行マンションの敷地利用権

年 月 日 (土 地・建 物) 登 記 簿 登 記 事 項					
所在及び地番	地目	地積	権利の種類	権利の割合	所有者の住所及び氏名

備考

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 「地目」欄には、不動産登記法施行令（昭和 35 年政令第 228 号）第 3 条の地目の別により、その現況を記載すること。
- 3 「地積」欄には、登記簿に登記された地積を、「権利の割合」欄には登記簿に記載された権利の割合をそれぞれ記載すること。
- 4 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称及び代表者の氏名を、「所有者の住所及び氏名」欄にはその法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載すること。
- 5 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

借家権の取得を希望しない旨の申出書

年 月 日

殿

借家権を有する者	住所	
	氏名	印

マンションの建替えの円滑化等に関する法律第 56 条第 3 項の規定に基づき、下記の建築物について同法 71 条第 3 項の規定による借家権の取得を希望しないので、申し出ます。

記

年 月 日 建 物 登 記 簿 登 記 事 項							
一棟の建物			専有部分の建物				
所 在	構 造	床面積	家屋番号	建物の 番 号	種類	床面積	所 有 者 の 住所及び氏名
						階部分 m ²	

備考

- 1 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称及び代表者の氏名を、「所有者の住所及び氏名」欄には借家権の目的となっている建築物の所有者である法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載すること。
- 2 借家権を有する者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

権利変換を希望しない旨の申出撤回書

年 月 日

殿

権利の変換を希望しない旨の 申出を撤回しようとする者	住所	
	氏名	印

マンションの建替えの円滑化等に関する法律第 56 条〔第 5 項
第 6 項〕の規定に基づき、下記の
〔区分所有権について同法第 71 条第 2 項
敷地利用権について同法第 70 条第 1 項〕の規定による権利の変換を希望せず、金銭の給
付を希望する旨の申出を撤回します。

記

イ 施行マンションの区分所有権

年 月 日 建 物 登 記 簿 登 記 事 項						
一棟の建物			専有部分の建物			
所 在	構 造	床面積	家屋番号	建物の番号	種類	床面積
						階部分 ㎡

ロ 施行マンションの敷地利用権

年 月 日 （土 地・建 物）登 記 簿 登 記 事 項					
所在及び地番	地目	地積	権利の種類	権利の割合	所有者の住所及び氏名

備考

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 「地目」欄には、不動産登記法施行令（昭和 35 年政令第 228 号）第 3 条の地目の別により、その現況を記載すること。
- 3 「地積」欄には、登記簿に登記された地積を、「権利の割合」欄には登記簿に記載された権利の割合をそれぞれ記載すること。
- 4 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称及び代表者の氏名を、「所有者の住所及び氏名」欄にはその法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載すること。
- 5 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

借家権の取得を希望しない旨の申出撤回書

年 月 日

殿

借家権を有する者	住所	
	氏名	印

マンションの建替えの円滑化等に関する法律第 56 条 第 5 項
第 6 項 の規定に基づき、下記の建築物について同法第 71 条第 3 項の規定による借家権の取得を希望しない旨の申し出を撤回します。

記

年 月 日 建 物 登 記 簿 登 記 事 項							
一棟の建物			専有部分の建物				
所 在	構 造	床面積	家屋番号	建物の番 号	種類	床面積	所 有 者 の 住所及び氏名
						階部分 m ²	

備考

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称及び代表者の氏名を、「所有者の住所及び氏名」欄には借家権の目的となっている建築物の所有者である法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載すること。
- 3 借家権を有する者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

権利変換計画書

（一）施行マンシヨンの区分所有権又は敷地利用権を有する者で、当該権利に対応して施行再建マンシヨンの区分所有権又は敷地利用権を与えられることとなるものに関する事項（法第58条第1項第2号、第3号、第4号）、法第58条第1項第3号に掲げる区分所有権について担保権等の登記に係る権利を有する者に関する事項（法第58条第1項第5号、第6号）又は施行マンシヨンの借家権を有する者で、当該権利に対応して施行再建マンシヨンの借家権を与えられることとなるものに関する事項（法第58条第1項第7号、第8号）

権利変換期日前の権利の状況									
権利者		施行マンシヨンの区分所有権又は借家権							
区分所有権又は敷地利用権を与えられることとなる者	氏名又は住所	施行マンシヨンの区分所有権又は借家権				施行マンシヨンの敷地利用権			
		所在	権利の種類	権利の内容 専有部分（家屋番号、建物番号、種類及び床面積）	共用部分の共有持分	価額（A）	所在及び地番	権利の種類	権利の内容 （地積及び敷地の共有持分）
法第58条第1項第2号		法第58条第1項第7号							
法第58条第1項第3号、第7号									
		法第58条第1項第5号							

権利変換期日後又は法第 8 1 条の建築工事の完了の公告の日後の権利の状況											
施行再建マンシヨンの区分所有権又は借家権					施行再建マンシヨンの敷地利用権					施行再建マンシヨンの区分所有権又は敷地利用権についての担保権等の登記に係る権利	
区分所有権又は借家権に関する清算金予定額 (C - A)	敷地利用権に関する清算金予定額 (D - B)	合計額	所在	権利の種類	権利の内容		価額 (C)	所在及び地番	権利の種類	権利の内容 (地積及び敷地の共有持分)	価額 (D)
					専有部分 (家屋番号、建物番号、種類及び床面積)	共用部分の共有持分					
プラスの場合は施行者が徴収 マイナスの場合は施行者が交付					法第 5 8 条第 1 項第 4 号、第 8 号					法第 5 8 条第 1 項第 6 号	

(二) 施行マンションに関する権利又はその敷地利利用権を有する者で、法の規定により、権利変換期日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、施行再建マンションに関する権利又はその敷地利利用権を与えられないものに関する事項（法第 58 条第 1 項第 10 号）

権利者												権利変換期日前の権利の状況					施行マンションの敷地利利用権					施行マンションに関する権利及び敷地利利用権の価額の合計額 (A + B)
氏名又は名称		住所	所在	権利の種類	権利の内容		価額 (A)	所在地番	権利の種類	権利の内容 (地積及び敷地の共有持分)	価額 (B)											
					専有部分 (家屋番号、建物番号、種類及び床面積)	共用部分の共有持分																

1 法第 75 条第 1 項の補償金（利息相当額を含む。）の支払期日及び支払方法

(四) 組合の参加組合員に関する事項（法第58条第1項第12号）

[illegible]

(五) 施行再建マンシヨンの区分所有權又は數地利用權のうち(一)及び(四)以外の明細、その歸屬並びに処分の方法(法第58条第1項第9号、第13号)

[illegible]

(六) 保留敷地の所有権又は借地権の明細、その帰属及び処分方法（法第58条第1項第14号）

保留敷地の所有権又は借地権				保留敷地の所有権又は借地権の帰属		処分方法			
所在及び地番	地目	権利の種類	権利の内容 （地積及び敷地の共有持分）	氏名又は名称	住所	譲渡又は賃貸の別	譲受人又は賃借人の決定方法	その他	備考
法58条第1項第14号									

- (七) 補償金の支払に係る利息
- 補償金の支払に係る利息の決定方法
- 清算金の徴収に係る利子
- 清算金の徴収に係る利子の決定方法
- (八) 権利変換期日
- 施行マンションの明渡しの予定時期
- 工事完了の予定時期

備考

1

この計画書には、各専有部分の室内仕上げ表を添付すること。

2

「地目」欄には、不動産登記法施行令（昭和35年政令第228号）第3条の地目の別により、その現況を記載すること。

3

「地積」欄には、登記簿に登録された地積を、「権利の割合」欄には登記簿に記載された権利の割合をそれぞれ記載すること。

4

法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を記載すること。

権利変換期日等通知書

年 月 日

（施行者）事務所の所在地

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 印

登記所 殿

マンションの建替えの円滑化等に関する法律第69条の規定によって、下記のとおり通知します。

記

- 1 マンション建替事業の名称
- 2 権利変換計画に係る施行マンションの敷地の区域及び施行再建マンションの敷地の区域に含まれる地域の名称
- 3 権利変換期日 年 月 日
（変更された権利変換期日 年 月 日）
- 4 権利変換計画の認可を受けた年月日 年 月 日
（権利変換計画の変更の認可を受けた（又は権利変換計画についてマンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則第30条各号に掲げる軽微な変更をした）年月日 年 月 日）

備考

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 3及び4の変更の日は直近の変更の日を記入すること。
- 3 施行者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

補償金払渡通知書

年 月 日

（施行者）事務所の所在地

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 印

配 当 機 関 殿

マンションの建替えの円滑化等に関する法律第 78 条（第 1 項
第 4 項）の規定によって、下記の
とおり払い渡すので、通知します。

記

- 1 （差押え
仮差押え）に係る権利の種類
- 2 （差押え
仮差押え）に係る権利の明細

イ 施行マンションに関する権利

年 月 日 建 物 登 記 簿 登 記 事 項							
一棟の建物			専有部分の建物				
所 在	構 造	床面積	家屋番号	建物の 番 号	種類	床面積	所 有 者 の 住所及び氏名
						階部分 m ²	

ロ 施行マンションの敷地利用権

年 月 日 （土 地・建 物）登 記 簿 登 記 事 項					
所在及び地番	地目	地積	権利の種類	権利の割合	所有者の住所及び氏名

ハ 隣接施行敷地の所有権

年 月 日 土 地 登 記 簿 登 記 事 項			
所在及び地番	地 目	地 積	所有者の住所及び氏名

二 隣接施行敷地の借地権

借地権の目的となっている土地				借 地 権 の 範 囲
年 月 日 土地登記簿登記事項				
所在及び地番	地目	地積	所有者の住所及び氏名	宅地の〔全部〕 〔一部〕 m ²

3 〔差押え
仮差押え〕がされた年月日

4 〔差押え
仮差押え〕をした機関の名称

5 払渡金額及びその内訳

備考

- 1 補償金払渡通知書は差押えの執行又は仮差押えの執行に係る権利ごとに作成すること。
- 2 不要の部分は消すこと。
- 3 「地目」欄には、不動産登記法施行令（昭和 35 年政令第 228 号）第 3 条の地目の別により、その現況を記載すること。
- 4 「地積」欄には、登記簿に登記された地積を、「権利の割合」欄には登記簿に記載された権利の割合をそれぞれ記載すること。
- 5 施行者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

権利喪失通知書

年 月 日

（施行者）事務所の所在地

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 印

配当機関 殿

マンションの建替えの円滑化等に関する法律

第70条第1項
第70条第2項
第71条第1項

の規定によって、下記の

者は下記のとおり権利を失いますので通知します。

記

- 1 施行マンションの敷地利用権、隣接施行敷地の所有権若しくは借地権又は施行マンションに関する権利を失う者の氏名又は名称及び住所
- 2 前号の者が失う施行マンションの敷地利用権、隣接施行敷地の所有権若しくは借地権又は施行マンションを目的とする区分所有権以外の権利及びその価額
- 3 権利変換期日
- 4 権利変換計画の備付け場所

備考

- 1 権利喪失通知書は、失われる施行マンションの敷地利用権、隣接施行敷地の所有権若しくは借地権又は施行マンションに関する権利ごとに作成する。
- 2 不要の部分は消すこと。
- 3 施行者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

裁 定 申 立 書

賃貸人	住所
	氏名
賃借人	住所
	氏名及び職業

マンションの建替えの円滑化等に関する法律第 83 条第 1 項の規定による協議が成立しないので、下記により、裁定の申立てをします。

記

- 1 借家権の目的である施行再建マンションの部分の所在
- 2 裁定を受けようとする事項
- 3 協議の経過
- 4 その他参考となる事項

年 月 日

裁定申立者 住所
氏名

印

殿

備考

- 1 「協議の経過」については経過の説明のほかに協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 2 「その他参考となる事項」については法第 83 条第 2 項各号に掲げる事項中協議が成立した事項及びその内容、従前の家賃、その他の借家条件の概要その他参考となる事項を記載すること。
- 3 法人の場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 裁定申立者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。